資料４－１

指定都市市長会における災害対応法制の見直しに関する取組の経緯（平成 28 年 8 月以降）

H28.８　　各指定都市がその所在する道府県に対し、災害対応法制に関する取組の経緯や考え方を説明
・「災害対応法制の見直し等に関する指定都市市長会要請」
・「災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針」

H28.９.８　内閣府主催「災害救助法制に係る指定都市市長会の要請に関する説明会」を開催

H28.10.17　「災害救助法等の改正に向けた指定都市市長会の見解について」（20 市長連名）を内閣府へ提出

H28.10.25　中央防災会議 防災対策実行会議「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ＷＧ（第４回）」において、災害対応時における都道府県と指定都市の役割分担について意見交換

＜熊本市長＞
・法に基づく制度は、最悪の条件を想定して設計しなくてはいけない。何らかの理由で県市の連携がうまくいかない場合も想定した制度設計が必要。自立的に救助ができる自治体があれば、より多くの自治体が救助主体となった方が効果的。
・現行より迅速・効果的な救助のため、より適切な体制構築が必要。その方策として、総合力のある指定都市が包括的に「救助」を担うべき、と市長会で長年権限移譲を求めてきた。

＜熊本県知事＞
・救助の権限上で熊本市に権限の主体が無かったことによる大きな支障はなかった。指定都市を含めた同一県内被災者への公平な取扱い、そのための権限一元化は必要。県の広域調整が非常に重要だったと考える。

＜ＷＧ委員＞
・県、市両首長の意見を重く受けとめ、考える必要がある。
・（現行の制度を変えず、）弾力的な運用が図られるような方向で検討していく、ということでいいのではないか。この問題は短時間で結論出すのは難しい。継続して検討する必要があると思う。

H28.11.15　内閣府が「災害救助の実施体制等について」を通知
・事務委任の活用依頼、別途ガイドライン作成
・内閣府、全国知事会及び指定都市市長会の３者による検討・調整の場の設置